

揺らぐ「厚労元局長関与」

郵便不正事件 被告人質問へ

郵便割引制度をめぐる偽の証明書の発行にかかわったとして虚偽有印公文書作成・同行使の罪に問われ一貫して無罪を主張する厚生労働省元局長の村木厚子被告(54)。大阪地裁で続く公判では、大阪地検特捜部の捜査に対し、元局長の関与を認めたとされる元上司らの供述調書の「信用性が最大の焦点となっている。14日も始まる元局長の被告人質問を前に、これまでの捜査と公判を検証した。(平賀拓哉)

職員ら証言撤回次々

「調査に書かれてあることは事実ではないと思います」
2月8日の第5回公判。検察側が、村木元局長(当時課長)に証明書の発行を指示したとみている元厚労省障害保健福祉部部長(58)が語気を強めた。
元部長は捜査段階で指示を認めた理由について、聴取を受けた検事から、証明書発行の「口添え」をしたとされる

労務訪問時に応対するなどしたとされる当時の職員3人が証人とし出廷し、元局長の事件への関与を次々否定。偽の証明書発行の実行犯とされた元担当係長の上村勉被告(40)は「自分の判断でやった」と説明しても調書に書いていなかった。「悔しい思いでいっぱい」と涙ぐんだ。

検察、詰めの甘さ露呈

これに対し、検察側は公判部副部長と特捜部の主任検事ら数人の特捜検事が審理にほぼ毎回立ち会う異例の態勢で臨む。証人尋問にも計6人の特捜検事、副検事を申請し、元部長の聴取を担当した検事(34)は交信記録の存在を告げたことを否定した。

公判では、捜査の「詰めの甘さ」も浮かび上がった。検察側は村木元局長の初公判の冒頭陳述で、「2004年6月上旬ごろ」に偽の証明書発行を指示したと指摘した。ところが、弁護側から証拠開示を受けた弁護側が証拠の文書を記録されたフロッピーディスクを調べると、保存日は「04年6月1日午前1時20分06秒」。この記録に誤りがない場合、元局長は5月31

調書の「信用性」焦点

厚労省元部長らの捜査段階の供述調書について、検察側が証拠採用するよう請求すれば、大阪地裁は5月中旬にもその採否を決める見通しだ。調書の任意性が否定され、請求が却下されれば「無罪」の公算が大きくなる。仮に採用されても、判決は公判証言などと比較して事実認定をするため、検察側にとっては、すでに期日が指定された6月21日の弁護側の最終弁論まで予断を許さない状況が続く。「真実」なのは、捜査段階の供述か、公判証言か。

とみる石井議員の行動確認でも、ほころびが出た。倉沢元会長は証人尋問で、証明書の発行を頼むつもりで04年2月25日に石井議員と東京の議員会館で面会したと説明。一方、石井議員は先月4日の証人尋問で「その日は夕方まで同僚議員らと千葉県成田市のゴルフ場に行った。裁判所によるゴルフ場への照会でも、石井議員のプレーが裏付けられた。

検察側は追い詰められたとの見方が強まるなか、上級庁のある幹部は「倉沢元会長が『村木元局長から証明書をもたらした』と語った場面など、検事が作成した供述調書はリアルで筋が通っている」と今後の公判に自信を見せる。



大阪地裁は3月、上村元係長が逮捕後の取り調べ状況について「冤罪はこうして始まっている」と話す。

今回の公判について、元最高検検事の土本武司・筑波大名誉教授(刑法)は「国会議員にゴルフの『アリバイ』があるなど、基本的な捜査が不十分だと、調書の信用性への裁判官の心証は悪くなるかもしれない。特捜部は先に決めた事件の構図に合うような取り調べをすることがある。そういう捜査のあり方が問われている」と話す。